

平成17年加美町議会第1回定例会会議録第4号

平成17年2月25日(金曜日)

出席議員(43名)

1番	新田祐一君	2番	千葉清喜君
3番	木村慶喜君	4番	青木喜右衛門君
5番	伊藤信行君	7番	高橋良一君
8番	早坂理君	9番	米澤秋男君
10番	千葉明朗君	11番	佐藤正憲君
12番	畠山和則君	13番	板垣敬志君
14番	尾形勝君	15番	工藤清悦君
16番	田中登君	17番	近藤義次君
18番	佐藤善一君	20番	福島久義君
21番	熊谷和夫君	22番	渡辺秀一君
24番	門脇幸悦君	25番	新田博志君
27番	畠山こずゑ君	28番	坂本せん君
29番	三嶋等君	30番	佐藤澄男君
31番	高橋源吉君	32番	高橋毅君
34番	吉岡博道君	35番	一條光君
36番	藤原耕夫君	37番	及川六郎君
39番	星義之佑君	40番	板垣博君
41番	太田義明君	42番	伊藤淳君
43番	伊藤貴康君	44番	下山孝雄君
45番	渋谷征夫君	46番	川村薫君
47番	加藤嘉一君	48番	山城庄一君
49番	米木正二君		

欠席議員（6名）

6番	早坂勤治郎君	19番	鎌田八郎君
23番	岩淵庸一君	26番	佐々木敏雄君
33番	本多行夫君	38番	猪股信俊君

欠員なし

説明のため出席した者

町長	星明郎君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	森田善孝君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	三嶋秀二郎君
税務課長	伊藤東君
農林課長	早坂宏也君
商工観光課長 やくらい高原温泉	古内公雄君
保養センター所長	早坂忠幸君
建設課長	板垣政義君
保健福祉課長	今野正晴君
上下水道課長	二瓶悟君
会計課長	外山篤可君
小野田支所長	小松信一君
宮崎支所長	岩淵浩弥君
総務課長補佐	吉田恵君
教育長	伊藤善一郎君
教育総務課長	鈴木啓三君
生涯学習課長	星秀吾君
農業委員会会長	兔原伸一君

農業委員会事務局長

川 熊 忠 男 君

監 査 委 員 書 記

佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 澤 口 信 君

主 幹 兼 議 事 係 長 渋 谷 正 彦 君

主 事 伊 藤 一 衛 君

主 事 佐 藤 匡 亮 君

主 事 千 葉 美 智 子 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第31号 平成17年度加美町一般会計予算

第 3 議案第32号 平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

第 4 議案第33号 平成17年度加美町老人保健特別会計予算

第 5 議案第34号 平成17年度加美町介護保険特別会計予算

第 6 議案第35号 平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算

第 7 議案第36号 平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

第 8 議案第37号 平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算

第 9 議案第38号 平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算

第10 議案第39号 平成17年度加美町霊園事業特別会計予算

第11 議案第40号 平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算

第12 議案第41号 平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算

第13 議案第42号 平成17年度加美町下水道事業特別会計予算

第14 議案第43号 平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算

第15 議案第44号 平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

第16 議案第45号 平成17年度加美町水道事業会計予算

第17 議案第46号 町民憲章の制定について

第18 議案第47号 大崎地方水道水質検査協議会への加入について

第19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 2 0 請願第 1 号 鳴瀬川の清流を守る条例を制定することについての請願書

第 2 1 請願第 2 号 教育基本法の改正について反対の意見決議をあげる請願書

第 2 2 所管事務調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 2 まで

午後 2 時 3 0 分 開議

議長（米木正二君） 本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は43名であります。6番早坂勤治郎君、19番鎌田八郎君、23番岩淵庸一君、26番佐々木敏雄君、33番本多行夫君、38番猪股信俊君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（米木正二君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116条の規定により、39番星 義之佑君、40番板垣博君を指名いたします。

- 日程第 2 議案第 3 1 号 平成 1 7 年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第 3 2 号 平成 1 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 3 3 号 平成 1 7 年度加美町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第 3 4 号 平成 1 7 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 3 5 号 平成 1 7 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第 3 6 号 平成 1 7 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第 3 7 号 平成 1 7 年度加美町簡易水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第 3 8 号 平成 1 7 年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算
- 第 1 0 議案第 3 9 号 平成 1 7 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 1 1 議案第 4 0 号 平成 1 7 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 4 1 号 平成 1 7 年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算
- 第 1 3 議案第 4 2 号 平成 1 7 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 1 4 議案第 4 3 号 平成 1 7 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 1 5 議案第 4 4 号 平成 1 7 年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算
- 第 1 6 議案第 4 5 号 平成 1 7 年度加美町水道事業会計予算

議長（米木正二君） お諮りいたします。日程第 2、議案第31号平成17年度加美町一般会計予算、日程第 3、議案第32号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 4、議案

第33号平成17年度加美町老人保健特別会計予算、日程第5、議案第34号平成17年度加美町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第35号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第7、議案第36号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第8、議案第37号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算、日程第9、議案第38号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算、日程第10、議案第39号平成17年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第11、議案第40号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第12、議案第41号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算、日程第13、議案第42号平成17年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第14、議案第43号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第15、議案第44号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第16、議案第45号平成17年度加美町水道事業会計予算、以上15件はいずれも平成17年度当初予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第31号から日程第16、議案第45号までを一括議題とすることに決しました。

議案第31号から議案第45号までは、平成17年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長渡辺秀一君、御登壇願います。

〔予算審査特別委員長 渡辺秀一君 登壇〕

予算審査特別委員長（渡辺秀一君） それでは予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告を申し上げます。

議案第31号平成17年度加美町一般会計予算、原案可決であります。

議案第32号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第33号平成17年度加美町老人保健特別会計予算、原案可決であります。

議案第34号平成17年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決であります。

議案第35号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第36号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決であります。

議案第37号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第38号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第39号平成17年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第40号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第41号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第42号平成17年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第43号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第44号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第45号平成17年度加美町水道事業会計予算、原案可決であります。

以上であります。

議長（米木正二君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を省略して、直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。37番及川六郎君。

37番（及川六郎君） 議案第31号平成17年度加美町一般会計予算に対する反対討論とするところであります。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい情勢下に置かれております。とりわけ小泉内閣の三位一体改革で前年度の地方交付税や臨時財政対策債も含めて、突然2兆9,000億円近くもかつてなく大幅に削減され、全国の自治体では悲鳴を上げるほどの状況に追い込まれたわけがあります。

本町においても、前年度地方交付税と臨時財政対策債合わせて7億600万円削減されました。星町政が、合併こそ最大の行政改革と強調したことが根底から崩されるような事態が発生したわけであります。比較検討できる前年度決算での財政構造推移でも経常収支比率の高さや、公債費比率が21.4%と、財政硬直化が指摘されております。経常経費収支比率の関連で、国庫補助金や起債制度があっても、元金の一般財源が枯れてしまうようでは事業ができないし、財政の健全化は図れないので、特例債等があると借金を野放図に推し進めることはできないのであります。

小泉内閣の三位一体改革は3年間であり、危惧することは05年・06年度の地方財政の安定的な財政運営が果たして可能なかどうか。その効果はどうなるのか、住民にとっては非常に不安を抱くことでもあり、05年度の基本的な考え方について、総務省が示した交付税額の推計について新しい単位費用が提案されているので、実情に近い予算計上をするべきであります。また、臨時財政対策債の割り振りもほぼマイナス23%になると推計されているし、7月末には普通交付税額も決定されるやに聞いております。その意味では、地方税の増収は余り期待できないこと、臨時財政対策債の減額が27.6%と大幅に減額しながら、地方交付税は前年度比で3%減としか見ていないので、それらに見合った地方交付税を見込み算定すべきであります。歳入を実際よりも低く見積もることになり、財政が大変だからといって、住民サービスを後退させる要因となることを厳しく指摘しておきたいのであります。

本予算議会で最も我慢ならないのは、行政改革関連質問の中で補助金削減で文句を言わないでほしいという高圧的な態度とか、113億9,000万円の充当で70%補助を――あめを利用し、どうせ整備しなければならないのなら過疎債も活用してなど、一見投げやりの姿勢が見受けられるのであります。自治体首長としての姿勢が問われる問題でもあります。住民本位の真の行政改革を執行するための今後の具体的な改革目標数値を示すべきであります。

また、行政サービスと職員の応接対応についてであります。町民の職員評価は厳しいものがあります。合併して職員の顔がかわったにしても、もっと親切な対応をしてほしいという町民の意見もあります。このことは、職員の意識改革も大事だが、町長みずからトップとしての意識改革をすべきであるということなどが求められているのであります。

さて、環境問題については、鳴子町向山地区の産業廃棄物中間処理施設、最終処分場建設に対しては断固反対の姿勢を堅持するとともに、環境基本条例等のより精度の高い実効性ある条例整備を求めるのであります。前年度において基本構想、基本計画の10年間の新町建設計画及び特例債に係る見直しを減免しているが、借金である特例債活用については、住民アンケート調査結果に示されたように、保健・医療・福祉の充実策、子育て支援対策、雇用の場の確保など、住民サービスを低下させない施策の展開に重点的投資を行い、不要不急のむだな公共事業投資は避け、効率的な行政を改革することなどに取り組み、住民の切実な要求にこたえるべく、慎重な対応が求められているのであります。

さて、そうした05年度の厳しい財政のもとでも、行財政改革で事務事業や計画の見直し、行政組織・機構の改革で生み出された財源、前段でもお話ししましたがけれども、お金があった町長答弁にもあるように、小学校6年生までの医療費助成の拡充や、住民要求に沿った地

域循環バスの本格運行、また、高い確率で発生すると言われている宮城県沖地震に対して、きめ細やかな自主防災組織を立ち上げるなど、災害に強いまちづくりを推進するべきであります。

さらに、新エネルギー対策としての木質バイオマス資源の活用と雇用の場を確保する循環型まちづくり推進など、特に本腰を入れて取り組むよう強く求めるものであります。

以上、議案第31号平成17年度加美町一般会計予算に対する反対討論とするものであります。

議員各位の温かい賛同をお願いするとともに、30年余の議員生活に万感の思いで終止符を打つことに感謝の思いを伝え、終わります。（拍手）

議長（米木正二君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。17番近藤義次君。

17番（近藤義次君） 私は、平成17年度加美町一般会計予算並びに各種特別会計予算、水道事業会計の予算案に賛成の意見を述べるものでございます。

加美町が誕生して2年がたちました。合併特例による私たちの2年間の任期延長もこの3月31日をもってその役目を終わるわけであります。その間、議員各位と町長を初めとする執行部の皆さんのまちづくりへの熱意と御努力に対し、心から敬意を表するものでございます。

振り返りますと、この2年間は互いの地域への理解を深め合い、それぞれの地域の課題を共有認知とする期間であったかと思うのでございます。そしてその成果として、加美町基本構想や国土利用計画、加美町環境基本条例などが策定され、これからの加美町の進む方向が示されたと思うのでございます。

一方、合併してからの予算編成を振り返ってみますと、合併初年度の平成15年度当初予算は、平成14年度からの繰り越し分が加算された暫定予算がつけられ、町長が就任して最初の議会に議決された予算は、一般会計規模で181億5,000万円、特別会計も合わせた全体規模で286億6,000万円の大きな予算となったのであります。この予算には、合併前から進められていた小野田文化会館建設26億円などの大事業が加わっていたことから、昨年度の16年度当初予算では140億円と、前年度比22.9%の大幅な減額予算となったのであります。このことは、議会でも大きな論議を呼んだわけであります。そして本議会で付議された平成17年度当初予算は140億6,000万円となり、昨年度比でわずかながら0.4%、6,000万円の増となり、少しでも節約予算にしようという町長の努力の跡が見られるのであります。こうしてみますと、140億円という予算額が加美町のこれからの平均的な予算規模になっていくのだろうと思うのでございます。そこで、この予算規模の中でどのような予算配分がなされ、それが加美町のまちづくりにどのように生かされていくかが問われる問題でございます。

具体的に言いますと、総務費では厳しい財政状況の中でも将来に向けて市町村合併振興基金

造成に5億円が積み立てられています。

また、民生費では統合保育所建設事業に1億4,000万円、国民健康保険事業や老人保健特別会計などへの繰出金として6億8,000万円、衛生面でも環境基本条例策定に基づく環境基本調査や基本計画策定委託などに1,100万円が計上されているのであります。

また、農林水産業費におきましてもバイオ施設整備として1億7,000万円、また西小野田地区の農業基盤整備費として1億5,000万円、商工費においては中小企業振興支援預託金3,600万円、土木費では共同整備事業に2億8,000万円、消防費では防火水槽設置や消防ポンプ積載車両購入とこれに伴う格納庫整備などに5,300万円。

また教育費では、広原小学校建設を初め、宮崎小学校大規模改修など、各小中学校の整備に12億3,000万円が投入されているわけであり、そのほか生涯学習施設整備においても中新田文化会館改修費に2億7,000万円など、経常経費とは別に各項目、各分野にわたって町政の柱となる事業を計画した新年度予算編成となっているのであります。

また、宮城県林野火災防衛訓練事業費として380万円が計上されておりますが、額は小さくとも加美町全体の火災防衛や災害訓練になるものと期待されているのであり、特に地震発生の確率の高まる中で、県全体で行う訓練を通して広く町民への啓蒙を行っていただきたいと願うものでございます。

特別会計に目を向けてみますと、新年度から新たに合併処理浄化槽事業を推進するための浄化槽特別会計も設置され、全体で245億4,000万円で、昨年比2.0%増となっているのであります。今まさに、全国で合併が進み、ことし4月、また来年4月には次々と合併による市や町が誕生してくるのであります。そのとき、我が加美町は合併の先進地として全国から視察に訪れたまちづくりは、合併特例債や振興基金の使い方に具体的な事例についてますます注目を集めるに違いないと思うのでございます。

しかし、決して焦ることなく、地に足のついたまちづくりを一步一步進めていくことが、最終的には加美町のまちづくりをよい方向に導いていくと思うのでございます。その意味で、決して派手な予算編成ではないのでありますが、合併時から2年間を着実に歩み、これからも道を誤ることのない堅実な予算編成を行ったと思うのであります。もちろん予算は大きい方が望ましいのであります。しかし、財政とのバランスが大切であり、予算が足りなければ知恵と工夫で補う気持ちで、最少の経費で最大の効果を生み出すという地方自治の基本に立ち返ってまちづくりに励んでいただきたいと思うのであります。

特例措置という2年間の任期延長をいただいたものとして、このことを心から期待を申し上げ

げ、賛成意見とするものであります。

議員各位の賛同を切にお願いいたしまして、賛成討論とするものであります。終わります。

(拍手)

議長(米木正二君) 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。(「なし」の声あり)

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。46番川村 薫君。

46番(川村 薫君) 長い議員生活の中で、これが最後の発言機会だと思います。何せ、高齢者ですので、発音も悪く、声量も低いですので、最後まで我慢していただきたいと思います。

このたび、本定例会において平成17年度一般会計歳入歳出予算案並びに国民健康保険事業特別会計ほか各種特別会計歳入歳出予算が提案されましたが、原案に賛成するものであります。

その中で、一般会計について討論いたします。

今さら申し上げるまでもなく、町村は住民と最も身近な基礎的自治団体とされておりすけれども、住民意識の変化や価値観に対応しながら、限りある財源の中でどのように住民要望を充足するか、まさにそのことが問われるところでありす。最少の経費で最大の効果を発揮するため、行政施策の選び方、あるいは緊急性など、その金の使い方が予算編成の焦点だろうと思われす。

さて、この当初予算は、別名通年予算あるいは本予算とも言われていますけれども、総計予算主義の原則に基づきながら、当年度当初予算は歳入歳出とも140億6,500万円、おおむね前年度並みの予算規模となっています。旧3町との合併後、日なお浅く、その一体感を調整しながら予算編成に当たっては最大限行政水準の向上のため、真摯に取り組まれたことが切に感じられ、まずこのことに深く敬意を表するものであります。

さて、公共団体の責務は何よりも住民要求を充足することが基本でありますので、歳出から申し上げます。

歳出の性質別構成では、人件費が20.5%と最も高く、次いで公債費が19%、普通建設事業費が18.5%の順となっております。さて、政策的経費とされる計数上の内容ですが、おおむね26億円の投資で、前年度に比較すれば6,400万円の微減で、各款にわたり計上されているところであります。

まず、農林水産業費では継続されている土地改良も宮崎北部地区のほか、各地域においても実施が予定され、また西小野田地区における農村振興事業も2年目を迎え、農村環境の改善により、地域の振興が大いに期待されるところであります。さらに、地域特産生産施設も多額の

工事費で施設改良されることになりました。

林業関係では、町有林保育管理事業や森林空間活用施設など、いずれも国・県補助金を導入しながら所要経費を確実に計上されております。

次いで土木費であります。町道の新設改良費は前年度よりかなり下回っておりますけれども、表葉菜線、県道鳥嶋線など、必要最小限の経費が確保されております。

教育費については、何といたっても長年懸案となっていました広原小学校の校舎改築、宮崎小学校の耐震補強工事など、学校建設費は11億 9,600万円に達し、教育の環境整備が一段と向上されると思われま。

以上、主な建設事業について申し上げましたが、それぞれ所要経費を滞ることなく計上し、物的水準の向上を確保し得たことは、まことに喜ばしく、これを高く評価し、賛成の理由とするところであります。

一方、ソフト面でありますけれども、高齢化社会の進展に伴い、急増する高齢者の措置費にも配慮されております。また、町内各商店の活性化のため、引き続き共通商品券の発行や、各種イベントも支援され、さらには生涯学習や公民館活動の諸経費も確保されております。

次に、人件費でありますけれども、これは扶助費や公債費とともに義務的なもので、任意に削減できないものですが、内部管理的経費であります物件費は、でき得る限りの節減を、また補助費についてはその実態をよく見きわめながら、なお一層の整理統合を期待するものであります。

さて、歳入であります。長引く経済不況も完全回復に至らず、さらには国の三位一体改革も地方の自由度を高めるといいながら、頼みとする税源移譲もいまだ完全実施にはほど遠く、厳しい財政事情下にあつて、収支均衡を保つため、財源調達には大変苦勞されたものと察せられます。まず、地方交付税でありますけれども、普通、特別交付税合わせ58億 5,000万円、対前年度比較では1億 8,000万円の減でありますけれども、予算構成比においては41%を占めていることから、本町財源の大宗であることには変わりはありません。なお、地方交付税等、臨時財政対策債を合わせ3億 9,000万円の大幅な減収が見込まれます。

次に、地方債でありますけれども、その見込み計上額は28億 7,500万円、前年度比 5,110万円の増でありますけれども、その中には地方交付税 100%算定の臨時財政対策債及び減税補てん債等がありますが、それを合わせますと5億 7,000万円になっています。さらに、同じく交付税措置の過疎債、辺地債などありますけれども、いずれも特定事業の財源に充当されるものであります。このように、良質をでき得る限り工夫しながら最大限確保しておりますことはま

ことに適切な財政運用であり、高く評価するものであります。

町税については、前年度よりやや増収ではありますけれども、大幅な増収は到底望めないとしても、重要な一般財源であります。

次に、その他のものとして国・県支出金がありますけれども、負担金、補助金、委託金等として前にも述べましたように、農林、土木、民生等の各分野にわたり、かたく、しかも適正に見込み計上されております。

以上、賛成の理由を種々申し上げましたが、なお当初予算は単年度主義を原則としていることから、町の住みよい、魅力ある社会づくり全体像を知ることは容易ではありません。やはり長期的な地域振興計画を策定することによって、市町村の特色ある顔を理解することができます。幸い本町においては、先ほど総合計画の一環として基本構想、基本計画が策定されたところであります。毎年度の予算は、この計画を実行する手段として編成されると思われまので、今後ともこの計画の消化に最善の努力を傾け、2万8,000町民と本町発展のため、なお一層の御精進を心から御祈念申し上げ、平成17年度一般会計予算並びに国民健康保険事業特別会計ほか各種特別会計案に賛成するものであります。

最後になりましたけれども、「すべからく政は民の憂いに先んじて憂い、民の楽しみにおくられて楽しむ、専従行楽」という古代中国のことを申し上げ、討論を終わります。（拍手）
議長（米木正二君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号平成17年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成17年度加美町老人保健特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成17年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成17年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成17年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成17年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米木正二君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第46号 町民憲章の制定について

議長（米木正二君） 日程第17、議案第46号町民憲章の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第46号町民憲章の制定について説明を申し上げます。

本案件は、合併協定項目の中で新町において制定するをいたしていることから、加美町合併の象徴として町民の精神的支柱となる憲章を制定するためは、昨年9月6日、15名の委員による町民憲章制定委員会を設置し、今藤紀雄小野田中学校長を委員長として本年1月26日まで、

都合5回の選定委員会を開催していただき、町民憲章制定について検討していただきました。委員会では、旧3町の町民憲章を生かすこと、3地区の特色を出すこと、どこにでもあるような憲章ではなく、特色あるものにしたいなどの意見が提案され、前文と詩の形式をとった憲章とすることにまとまりました。

そこで、今藤紀雄委員長を初めとする3名の委員により前文の起草小委員会を設置し、3名によりまして前文が作成されました。その前文とは、「わたしたちの加美町は、秀峰葉葉を仰ぎ 鳴瀬の清流にはぐくまれた緑豊かなふるさとです。この美しい自然と、先人の築いた歴史や伝統・文化を誇りとし 愛と活力にみちた生きがいのあるまちをめざします」という前文が委員会です承されたものであります。

委員会では、この前文に続く本文となる詩について、旧中新田町の次の文を中心として検討なされたものであります。「夢 海をめざし 愛 ふるさとに帰る あゆの凜冽、川よ語れ」というものであります。

その選定理由等につきましては、先日14日の議員全員協議会の最後のときに資料としてお渡しをしてございまして、委員会の審議経過等々も記載をした資料を差し上げておりますので、篤とごらんをいただいたものと思います。そのことについて、過日、選定委員長から答申をいただきました。その報告に基づいて本日議案として御審議をいただくために提案を申し上げたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号町民憲章の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号町民憲章の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第47号 大崎地方水道水質検査協議会への加入について

議長（米木正二君） 日程第18、議案第47号大崎地方水道水質検査協議会への加入についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第47号大崎地方水道水質検査協議会への加入について説明を申し上げます。

本案件は、地方自治法第252条の2第1の規定により、協議会への加入について議会の承認を求めるもので、その内容は、平成15年7月22日、厚生労働省の水質基準に関する省令の改正に伴い、水質検査基準が変更されたことから、これまで水質検査業務を委託していました大崎広域水道事業所の水質検査室では検査基準を満たすことができなくなり、同検査室が平成16年3月31日をもって廃止となりました。このため、町では水道事業を進める上で不可欠な水質検査について、平成16年度につきましては暫定的に大崎地方水道水質検査協議会にお願いをしておりましたが、平成17年度から正式に協議会構成団体として加入するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号大崎地方水道水質検査協議会への加入についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号大崎地方水道水質検査協議会への加入については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（米木正二君） 日程第19、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員としての任期が平成17年 6 月30日で満了となる 2 人の委員について、引き続き委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるもので、いずれも宮崎地区の委員で今野 守さんと鎌田昭吉さんであります。任期は、平成17年 7 月 1 日から平成20年 6 月30日までの 3 年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約 3 カ月を要するため、今議会に諮問を申し上げたものでございます。

なお、お手元にお二方の略歴を配付を申し上げておりますので、参考にしていただきたいと思えます。

よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり今野 守さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

続いてお諮りいたします。本件は原案のとおり鎌田昭吉さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり答申することに決しました。

暫時休憩いたします。3 時40分まで休憩いたします。

午後 3 時 2 8 分 休憩

午後3時41分 再開

議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 請願第1号 鳴瀬川の清流を守る条例を制定することについての請願書
議長（米木正二君） 日程第20、請願第1号鳴瀬川の清流を守る条例を制定することについての請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。事務局長。

議会事務局長（澤口 信君） 鳴瀬川の清流を守る条例を制定することについての請願書

紹介議員であります。新田 博志議員、板垣敬志議員、畠山こずゑ議員、田中 登議員、山城庄一議員、早坂 理議員であります。

次ページをお願いいたします。

平成17年2月14日

加美町議会

議長 米木正二 殿

宮城県加美郡加美町字大門 207の2

鳴瀬川水系の自然を守る会

会長 大山 匡

鳴瀬川の清流を守る条例を制定することについての請願書

請願趣旨であります。

私たちの町は、鳴瀬川の最上流部に位置しています。この母なる鳴瀬川は、幾多の歴史の中で、時には文化をはぐくみ、魚とりの場であったり、川遊びをしたり、時には舟運という商業活動の場であったり、洪水を乗り越えて肥沃な耕土をつくったりと、私たちの生活には欠かせない川であります。しかし、いつのころからでしょうか。あの透明で、中流域までカジカのすんでいた川が汚れてきている事実気づいたのは、生活雑排水や農業排水など、現在は河川の汚染の要因が随分と多くなりました。

そこで、今般、提案される加美町環境基本条例に掲げる基本理念の実現を図るため、鳴瀬川の清流を守る条例（案）を添えて、下記事項について請願するものです。

請願事項

鳴瀬川の清流を守る条例の制定を行うことであります。